

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 6 年 1 月 19 日

産業労働部営業局長

### 1 業務の概要

#### (1) 国内販路拡大支援事業業務

#### (2) 業務の目的

近年の物価高騰に伴い、原材料費等の製造コストが増加しているため、経営を継続する上で商品価格への価格転嫁が必要であるが、商品価格の値上げが販売数量の減少等につながる懸念される。このため、大規模展示商談会への出展機会を提供し、事業者の新たな販路開拓を支援する。

#### (3) 業務内容

物価高に伴う原材料費等の製造コスト高騰による商品価格の値上げにより販売に苦慮する事業者支援として、大規模展示商談会場の場を設けることで更なる販路開拓を支援する。

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおりに

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

- ① コンセプトの設定、及びブースデザインの考え方
- ② 出展事業者及び商品の募集方法
- ③ ブース設営・運営方法
- ⑤ 業務の遂行体制、実施スケジュール及び事業費

#### (6) 業務の実施場所

長野県内及び首都圏

#### (7) 履行期間又は履行期限

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日

#### (8) 費用の上限額

4,453,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

### 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第 19 の企画提案書の提出から第 31 の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び財務規則第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成 23 年長野県条例第 21 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。

### 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((3)①)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

#### (1) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第 3 号)
- ② 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式(様式第 3 号の附表)
- ③ 誓約書(様式第 3 号の 2)

#### (2) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下 6 9 2 - 2
	長野県産業労働部営業局販売流通促進担当 (担当) 手塚、矢作
電話	0 2 6 - 2 3 5 - 7 2 4 8
ファックス	0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 9 6
メール	eigy@pref.nagano.lg.jp

#### (3) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和 6 年 1 月 26 日(金)午後 1 時まで

(土曜日、日曜日及び休日\*は除く。提出時間は持参の場合は午前 9 時から午後 5 時まで。

ただし、1 月 26 日(金)は午後 1 時まで)

【(注) 長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第 5 号)第 1 条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3 (2) に同じ。

- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で 3 (2) の担当者に確認してください。

#### (4) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

#### (5) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（5）①）の3日前までに、書面により産業労働部営業局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3（2）に同じ。
  - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

#### (6) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

### 4 説明会

- (1) 開催日時 令和6年1月30日（火）午前10時～
- (2) 開催場所 オンライン方式
- (3) 留意事項 説明会を欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなします。

### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（2）に同じ。
- (2) 受付期間 令和6年2月1日（木）午前11時まで
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、2月1日（木）は午前11時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。
- (5) 回答方法 産業労働部営業局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和6年2月5日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

### 6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式  
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式  
別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえた上で、様式第8号の附表（例）により作成して下さい。ただし、様式第8号の附表（例）の記載項目が網羅されていれば、独自様式での提案書で

も結構です。なお、独自様式での企画書はA4サイズで作成して下さい。

(3) 企画書記載上の留意事項

- ① 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。
- ② 「5 再委託の予定等」欄については、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(2)に同じ。
- ② 受付期間 令和6年2月1日(木)午前11時まで
- ③ 受付時間 午前9時から午後5時まで。ただし、2月1日(木)は午前11時まで。  
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ④ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメールにより提出するものとします。
- ⑤ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対してはメール等により回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和6年2月13日(火)午前11時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。ただし、2月13日(火)は午前11時まで)
- ② 提出先 3(2)に同じ。
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業労働部営業局に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3(2)の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

審査項目		審査内容(要求内容)	配点	
企画力	事業の理解度	事業の趣旨を理解した提案になっているか。 仕様書の内容を満たし、実現性のある提案であるか。	50	10
	コンセプトの設定、及びブースデザインの考え方	長野県のイメージアップにつながる展示コンセプトであるか。 集客力や発信力があるブースデザインであるか。		30
	出展事業者及び商品の募集方法	多数の応募があるよう、募集方法に工夫があるか。		10
実施体制		来場バイヤーの増加策及び出展事業者の商談成立につなげるための支援策は充実しているか。 確実に業務を実施できる体制・ノウハウがあるか。 迅速かつ効果的なスケジュールであるか。	30	30
経済性		経費の積算は、提案された企画内容と整合し適切なものであるか。 予算の範囲内で最大限の効果を出すことができる提案となっているか	20	20
合計得点			100	

#### (7) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
- ② 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ③ 企画提案評価会議の構成員により、審査項目ごとにA～Eの5段階により評価します。  
「A：非常に優秀」、「B：優秀」、「C：普通」、「D：やや劣る」、「E：劣る」
- ④ 審査項目ごとの評価点は、各評価項目の配点に対して、5段階で評価したA～Eのそれぞれ係数（A：1.0、B：0.8、C：0.6、D：0.4、E：0.2）を乗じた点数とします。
- ⑤ 各構成員は、採点結果により参加者の優れた方から順に、1位から3位までの順位付けを行います。同点がある場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。
- ⑥ 各構成員が行った順位付けに対し、1位は5点、2位は3点、3位は1点の順位点を付け、各構成員の順位点を総計して最も得点の高い者を委託候補者として選定します。ただし採点結果が100点満点中60点以下の場合は、順位点付与の対象外とします。なお、最も得点の高い者が複数だった場合は、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により委託候補者を選定します。
- ⑦ プレゼンテーションの実施日時及び場所
  - ・期日：令和6年2月19日（月）
  - ・時間：参加者へ個別に連絡します。
  - ・場所：長野県庁 西庁舎 108号会議室
- ⑧ 企画提案の所要時間
  - ・プレゼンテーション：15分間
  - ・構成員による質疑：約10分間

※場所、日程等は変更となる場合があります。なお、パワーポイントを用いてプレゼンテーションを行う場合は、プロジェクター及びスクリーンはこちらで準備しますので、パソコン等については持参してください。

#### (8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者を選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業労働部営業局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書及び企画提案審査委員会審査書を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

#### (9) 非選定理由に関する事項

- ① (8)②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により産業労働部営業局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③ 非選定理由の説明請求の受付

ア 受付場所 3 (2) に同じ。

イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(10) その他の留意事項

- ① 提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書(案)のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内(3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで)に、見積書(様式第14号)により産業労働部営業局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業労働部営業局において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県産業労働部営業局販売流通促進担当 (担当) 手塚、矢作

電話 026-235-7248

ファックス 026-235-7496

メール eigyo@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。